

令和6年4月8日

昌平高等学校

新1年生 保護者 様

昌平高等学校 事務室

令和6年度高等学校等就学支援金 受給資格認定申請について(ご案内)

高等学校等就学支援金の申請について、県より通知がありましたのでご案内いたします。新入生ガイダンスにてご連絡した通り、令和4年度より手続きは全て「就学支援金事務処理システム(e-Shien)」によるオンライン申請とし、原則書類の提出は不要となります。申請者向け利用マニュアルを参照し、下記の通り手続きをお願いいたします。

なお、今回申請を希望しない方についても「申請しない」意向登録が必要ですので、必ず手続きを行ってください。よろしくお願いいたします。

記

1. 対象者 新入生全員(申請の意向登録は全員回答の必要があります)
2. 入力期間 4月8日(月)~20日(土)

【マイナポータルシステムメンテナンス期間】

以下の日時にて個人番号カードを利用した自己情報の取得操作は実施不可となります。収入状況の提出方法を「個人番号を入力する」とした場合は、お手続き可能です。

2024年4月13日(土) 17:00 ~ 2024年4月14日(日) 24:00(予定)

2024年4月14日(日) 22:00 ~ 2024年4月15日(月) 8:00(予定)

3. 手続きの流れ

以下①~③(申請を希望しない場合は①~②)を入力期間中に完了してください。

- ① e-Shien にログイン



高等学校等就学支援金申請システム e-Shien

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

- ② 受給資格認定の申請する意思が「ある or ない」(意向)の登録
- ③ 申請する意志がある場合のみ：受給資格認定の申請

※ スカラシップ奨学生の方は、合格発表時のご案内の通り、判定額に関わらず必ず認定申請してください。

※ 必ずしも事前に支給対象か確認する必要はありません。月を遡っての申請はできませんので判定額の計算に不安がある場合は、必ず申請手続きを行ってください。

《裏面へ続く》

#### 4. 在学中の申請および審査について

学年	目安時期	申請
第1学年	《4月》	意向確認+受給資格認定申請(当該年度4月～6月支給分を審査) ※ 令和4年1月～12月の収入に対する税額情報にて審査されます。
	《7月頃》	○前回不認定、再申請する場合 または 新規申請する場合 →受給資格認定申請の提出(当該年度7月～翌年度6月支給分を審査) ○前回認定の場合→継続意思の確認登録、自己情報の提出 (当該年度7月～翌年度6月支給分を審査)
第2学年	《7月頃》	○前回不認定、再申請する場合 または 新規申請する場合 →受給資格認定申請の提出(当該年度7月～翌年度6月支給分を審査)
		○前回認定の場合→継続意思の確認登録、自己情報の提出 (当該年度7月～翌年度6月支給分を審査)
第3学年	《7月頃》	○前回不認定、再申請する場合 または 新規申請する場合 →受給資格認定申請の提出(当該年度7月～3月支給分を審査)
		○前回認定の場合→継続意思の確認登録、自己情報の提出 (当該年度7月～3月支給分を審査)

※ 家計急変申請については、上表に関わらず、急変要件を満たし次第申請となります。

#### 5. 支給方法

- ◇ 本校は授業料との相殺ではありません。通常通り授業料を納入いただいた上で、校納金引落とし口座への振込支給となっております。
- ◇ 県から学校への入金確認後、該当生徒の校納金引落とし口座に3回に分けて送金（4～6月分：8～9月頃／7～11月分：11～12月頃／12月～3月分：3月予定）いたします。なお、送金時期については県の審査状況によって前後しますので、その都度送金案内を郵送いたします。ご了承ください。

#### 6. その他

- ◇ 年度途中で、収入の修正申告や税額の更正決定による変更や離婚・死別、養子縁組等による親権者(保護者)等の変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。つきましては、すみやかに事務室までご連絡くださるようお願い申し上げます。
- ◇ 学校が知り得た個人情報、「高等学校等就学支援金」「埼玉県私立学校等父母負担軽減事業補助金」（県に提出）及び「埼玉県私立学校奨学のための給付金」のご案内以外には使用いたしません。

《お問い合わせ先》

昌平中学・高等学校 事務室(担当：七戸<sup>しちのへ</sup>)  
〒345-0044 埼玉県北葛飾郡杉戸町下野 851  
TEL 0480-34-3381/FAX 0480-34-9854

受付時間 月～金 9:30～15:30/

土 8:30～13:10(第2・4土曜を除く)